

契 約 書

●と（以下「甲」という）と株式会社 a d o m a n i（以下「乙」という）とは、人材紹介サービス（以下「サービス」という）の利用に関し、下記の通り契約する。

第 1 条（サービスの内容）

甲は乙に、甲の人材採用に関するコンサルティングならびに人材紹介を依頼し、乙はこれを受託する。乙は甲の人材採用計画を的確に把握した上で、乙ならびに乙と業務提携する有料職業紹介事業者（以下エージェント）が探索した人材を選抜・紹介し、採用にいたらしめるまでの活動を支援する。

第 2 条（サービス利用料の発生）

利用料金は、サービスを通じて甲が人材採用を決定し、採用決定者が甲に入社した段階で発生する。

第 3 条（サービス利用料）

- （１） 本契約に基づくサービス利用料は、下記の通りとし、甲は乙の請求に基づき支払うものとする。
- （２） サービス利用料は採用決定者の想定年収の 20%とする。ただし、消費税を別途支払うものとする。
- （３） 第 1 項にいう想定年収とは、賞与その他の諸手当を含む採用初年度の年収換算額をいうものとする。
- （４） サービス利用料は、採用決定者が甲に入社した時点で、乙より請求するものとする。
- （５） 甲は乙に対し、請求書受領後、記載の振り込み期日迄に乙指定の銀行口座に振込みにより支払うものとする。その際の振込手数料は甲が負担するものとする。

第 4 条（サービス関連事項）

乙が選考・選抜した人材を、甲が乙の合意なく直接接触し採用を決定して入社せしめた場合も、本契約に該当するものとする。

第 5 条（サービス利用料の返還）

採用決定者が入社日以後 6 ヶ月以内に、自己都合または甲の就業規則に基づき解雇に至った場合は、乙は甲より受領したサービス利用料をその退職の通知を受けた日から 1 ヶ月以内に甲に返還するものとする。

但し、採用決定者の死亡・病気など不測の事態による場合ならびに甲の採用決定者に対する処遇及びその他の労働条件が採用決定時の労働契約内容と著しく異なることに起因する場合はこの限りではない。

第 6 条（疑義事項）

本契約に関し、疑義が生じた場合は、甲・乙双方で誠意を持って協議するものとする。

第 7 条（契約期間）

- （１） 本契約の有効期限は契約締結後 1 年間とする。但し、期間満了時点において当事者のいずれからも書面による終了の意思表示のない場合、自動的に更に 1 年間同一条件で有効とし、その後も同様とする。また、有効期間中でも各当事者はいつでも 1 ヶ月前に書面による通知により解約することができる。
- （２） 甲及び乙は、有効期間中に相手方より提供を受けた情報に基づき本契約終了後 1 年以内に斡旋が成功した場合、第 3 条に定められた報酬を相手方に支払うものとする。なお、上記期間経過後は何らの報酬も支払われないことを確認する。

第8条（秘密の保持）

甲・乙双方は、この契約に関連して知り得た機密事項について守秘義務を負うものとする。但し、エージェントが人材探索を行なう為に必要な甲に関する情報を、乙がエージェントに提供する場合を除く。この場合にエージェントは機密事項に対して同様に守秘義務を負うものとする。機密事項とは、既に公表されているか又は公知となっている情報を除く、甲における営業・技術に関する事業・経営上の諸情報、および乙が選抜した選考対象者に関する情報を対象とする。

第9条（契約の解除）

- （１） 甲及び乙は、相手方が正当な理由無く本契約に定める義務を履行しない場合、相当な期間を定めて是正を勧告し、当該期間内に是正がなされなかった場合、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- （２） 甲及び乙は、相手方が以下の各号のいずれかに該当した場合、何らの催告によることなく、本契約を解除することができる。
- ①第三者から差押、仮差押、仮処分、強制執行、滞納処分又は競売の申立を受けたとき。
 - ②破産手続開始、会社更生手続開始、又は民事再生手続開始を自ら申立、又は第三者から申し立てられたとき。
 - ③支払停止又は振出した手形、小切手等が不渡りとなったとき、若しくは手形交換所から不渡り処分を受けたとき。
 - ④営業を停止したと客観的に判断されたとき。
 - ⑤解散決議をしたとき。
 - ⑥代表者、役員が禁固以上の刑事罰を受けたとき。
 - ⑦株主構成又は経営主体の全部若しくは一部に重大と認められる変更があり、営業活動の誠実な遂行に支障があると客観的に判断されるとき。
 - ⑧財務状態が著しく悪化し、又はそのおそれがあると認められるとき。
 - ⑨相手方の名誉又は信用を毀損するおそれのある行動がなされたとき。
 - ⑩本契約の継続を困難とする重大な事由が発生したとき。
- （３） 本条による解除権の行使は、相手方に対する損害賠償の請求を妨げない。

第10条（協議）

本契約に定めのない事項に関しては、甲乙別途協議のうえ円満に解決を図るものとする。

第11条（管轄）

本契約に関する訴訟については、東京地方裁判所を管轄裁判所とする。

以上、本契約を証するため本書2通を作り、甲乙双方記名捺印の上各1通を保存する。

2025 年 月 日

甲 ：

乙 ： 〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-3-10 ライオンズマンション平河町 102

株式会社 a domani

代表取締役 村川沙織